

令和 8 年度

府中町職員採用試験受験案内

(令和 9 年 4 月 1 日採用予定)



【募集職種】 事務職・建築職・学芸員（日本考古学・古代史・中世史）

応募期間	令和 8 年 8 月 1 日（土）～ 8 月 21 日（金）	
応募方法	原則インターネットによる申し込みに限る	
第 1 次試験	教養試験	令和 8 年 9 月 3 日（木）～令和 8 年 9 月 23 日（水） のうち受験者が選択する日時
	専門試験	令和 8 年 9 月 20 日（日）
	S P I 3	令和 8 年 9 月 3 日（木）～令和 8 年 9 月 23 日（水） のうち受験者が選択する日時

問い合わせ先

府中町総務企画部職員課（府中町役場 3 階）
〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号
電話：082-286-3138 FAX：082-286-3199



府中町職員採用
ホームページ

1. 受験資格・採用予定人数

次の（１）～（３）の要件を満たす人

（１） 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

※日本国籍を有しない人は、採用後、担当できる職務などに制限があります。→詳しくはP6

（２） 地方公務員法第 16 条に定められている、次のいずれにも該当しない人

ア 拘禁刑(※)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人 (※)令和 7 年 5 月 31 日以前の改正前刑法における禁固刑以上の刑を含む。

イ 府中町の機関から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

（３） 下表の各試験区分に係る受験資格に該当する人。なお、事務職、建築職については、学歴は問いません。

職種	受験資格（年齢及びその他条件）		採用予定数
事務職 A （大卒程度）	平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた人 （令和 9 年 4 月 1 日現在で 31 歳以下）		9 人程度
事務職 B （高卒程度）	平成 17 年 4 月 2 日以降に生まれた人 （令和 9 年 4 月 1 日現在で 21 歳以下）		
事務職 C （社会人経験）	昭和 46 年 4 月 2 日以降に生まれた人(令和 9 年 4 月 1 日現在で 55 歳以下)	令和 8 年 8 月 31 日時点において、民間企業等における職務経験を、直近 10 年中 3 年以上有する人(★)	
事務職 D （障害のある人）	昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた人（令和 9 年 4 月 1 日現在で 39 歳以下）	身体障害者手帳、療育手帳、知的障害者であることの判定書（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医、障害者職業センターが発行するもの）、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人(各試験日に有効なものに限る)	若干名
建築職	昭和 46 年 4 月 2 日以降に生まれた人 （令和 9 年 4 月 1 日現在で 55 歳以下）		若干名
学芸員 （日本考古学・古代史・中世史）	平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた人（令和 9 年 4 月 1 日現在で 31 歳以下）	次のすべてに該当する方 ア 大学または大学院において考古学・歴史学・民俗学等、文化財関連の課程を専攻し、卒業もしくは修了した方、または令和 9 年 3 月 31 日までに卒業もしくは修了見込みの方 イ 博物館法第 5 条第 1 項に規定する学芸員の資格を有する人または令和 9 年 3 月 31 日までに学芸員の資格取得見込みの人	若干名

※学芸員について、採用時は一般行政職として、主に歴史に関する学芸員業務へ配属される予定です。ただし、その後の行政課題の変化や本人の適性などを踏まえ、専門分野以外の文化行政部門や他部署へ異動する場合があります。

※複数の受験資格がある人は、試験区分のうちいずれか1つを選択してください。

(★) 事務職Cの職務経験について→P8～9 (Q & A) をご確認ください。

「職務経験」とは、会社員、公務員、各種法人職員、自営業者等として1年以上継続して勤務していた期間とします。週当たりの勤務時間が、当該事業所等におけるフルタイムの正規社員等の週当たりの勤務時間の4分の3以上のものまたは平均30時間以上のものに限りします。

ただし、連続して1か月を超えて勤務等に従事していない期間（産前産後休暇を除く）は除きます。最終合格発表後に、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

2. 試験の日程・内容 **※府中町役場が試験会場となる試験については、受験票を各自印刷して試験会場へ持参してください。**

区分	職種	試験内容		日時・場所
第1次試験	事務職 A	教 養 試 験 (大卒程度) ※ 1	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う択一式試験 (90 分)	9 月 3 日 (木) ～9 月 23 日 (水) のうち受験者が 選択する日時
	事務職 B	教 養 試 験 (高卒程度) ※ 1	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う択一式試験 (90 分)	受験者が選択する会場 (テストセンター)
	事務職 C	S P I 3 ※ 2	<基礎能力検査> 言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力等の検査 (35 分) <性格検査> 職務遂行に必要な適性についての検査 (30 分) ※配点なし。	9 月 3 日 (木) ～9 月 23 日 (水) のうち受験者が 選択する日時 受験者が選択する会場 (テストセンター または自宅等)
	事務職 D	教 養 試 験 (高卒程度) ※ 1	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う択一式試験 (90 分) 心身等の理由でテストセンターでの受験が難しい場合は、統一試験日 (9 月 20 日 (日)) に行う試験会場での筆記試験が可能です。パブリックコネクトによる応募登録後、応募締め切り日までに職員課までご連絡ください。	9 月 3 日 (木) ～9 月 23 日 (水) 受験者が選択する会場 (テストセンター)

区分	職種	試験内容		日時・場所
第1次試験	建築職	専門試験 (高卒程度)	数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工。活字印刷文による択一式筆記試験（90分）	9月20日（日） 14：00～15：30 (受付 13:10～13:30) 「府中町役場」
		S P I 3 ※2	<基礎能力検査> 言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力等の検査（35分） <性格検査> 職務遂行に必要な適性についての検査（30分）※配点なし。	9月3日（木） ～9月23日（水） のうち受験者が 選択する日時 受験者が選択する会場 （テストセンター または自宅等）
	学芸員	教養試験 (大卒程度) ※1	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う択一式試験（90分）	9月3日（木） ～9月23日（水） のうち受験者が 選択する日時 受験者が選択する会場 （テストセンター）

※1【事務職 A、B、D、学芸員】

事務職 A、B、D、学芸員における第1次試験の教養試験は、テストセンター方式を採用します。パブリックコネクトで申し込みいただいたメールアドレスを公益財団法人日本人事試験研究センターに提供させていただき、公益財団法人日本人事試験研究センターから試験の申し込みをいただいた方全員に（1）に記載のメールが送信されます。以下、注意事項を記載していますので、内容を確認してください。

（1）試験会場予約用メール「受験用ID発行のお知らせ」の受信へ向けた注意事項

8月下旬頃までに下に記載のメール発信元のメールアドレスから、試験会場予約用メール「受験用ID発行のお知らせに」により、会場予約へ向けたマイページURLとログインID・パスワードを受験者宛に連絡します。

メール発信元：no-reply@cbt.j2-cloud.jp

- ① 上記期日までにメールが届かない場合は、府中町職員課までお問合せください。メールが受信できない旨をお問合せいただけなかった場合は、当方からID・パスワードの再通知はできません。その場合、受験ができません。
- ② あらかじめ上記メールアドレスからのメールが受け取れる設定（cbt.j2-cloud.jp のドメインを許可）にしておいてください。Gmail や Yahoo! メールなどのフリーメールアドレス、icloud を利用する場合、迷惑メールフォルダへ自動で振り分けされてしまう場合がありますので注意してください。また、法人用のメールアドレスや携帯電話のメールアドレスを利用する場合、セキュリティ設定や迷惑メールフィルタ機能により自動的に受信拒否となってしまう可能性がありますので、必ず事前に受信設定を確認してください。

（2）受験キャンセルに関する注意事項

会場予約後に受験をキャンセルされる場合には、受験日の1営業日前の17時までに、必ずマイ

ページ上から予約キャンセルの手続きを行ってください。

なお、キャンセル期限の2日前には、上記アドレスから受験予約のリマインドメールが送信されますので、あわせて参照してください。

【キャンセル期限について】

例1 水曜日が受験日の場合⇒ 火曜日の17時

例2 土曜日、日曜日または月曜日が受験日の場合⇒ 金曜日の17時

(3) 会場予約に関する注意事項

ログインID・パスワード及びマイページURLを受領されたら、余裕をもって会場予約を行ってください。会場の空き状況によっては受験会場・受験日時の希望に沿えない場合があります。

※2【事務職C、建築職】

事務職C、建築職の職種における第1次試験のSPI3(基礎能力検査及び性格検査)については、8月下旬頃までに送信する「第1次試験のご案内」メールを確認の上、希望する日時・会場(テストセンターまたは自宅等)を事前を選択してください。所定の期間内に受験できなかった場合は、第1次試験を受けなかったものとみなします。テストセンター会場は混み合う場合があるため、余裕をもって受験日を予約してください。

区分	職種	試験内容		日時・場所
第2次試験	事務職A 事務職B 事務職D 学芸員	SPI3 ※3	<性格検査> 職務遂行に必要な適性についての 検査(30分)※配点なし。	10月9日(金) ～10月15日(木) のうち受験者が 選択する日時 自宅等(WEB)
	全ての 職種	面接試験	対面による個別面接(約30分)	10月24日(土) または 10月25日(日) 府中町役場

※3 事務職A・B・D、学芸員における第2次試験のSPI3(性格検査)については、第1次試験合格発表後合格者に送信する「第2次試験のご案内」メールを確認の上、自宅等でWEB受験をしてください。所定の期間内に受験できなかった場合は、第2次試験を受けなかったものとみなします。

区分	職種	試験内容		日時・場所
第3次試験	事務職 A 事務職 B	作文試験	文章による表現力、構成力等についての試験で課題は身近な事例から出題 (90 分で 1,000 字～1,600 字)	11 月 21 日 (土) または 11 月 22 日 (日) 府中町役場
	学芸員	論文試験	日本考古学・古代史・中世史に関する専門性及び所見を問う筆記試験 (90 分で 1,000 字～1,600 字)	
	全ての職種	面接試験	対面による個別面接 (約 30 分)	

3. 合格発表について

区分	発表日時	発表方法
第 1 次 試 験	令和 8 年 10 月 9 日 (金) 12 : 00	府中町ホームページに受験番号を掲載
第 2 次 試 験	令和 8 年 11 月 4 日 (水) 12 : 00	個別メールを送付
最 終 合 格	令和 8 年 12 月 4 日 (金) 12 : 00	個別メールを送付

※電話での可否のお問い合わせにはお答えできません。

※第 1 次試験の不合格者に限り、試験結果（順位及び得点）を開示します。

希望する場合は、「パブリックコネクト」のメッセージ機能により請求してください。

請求の際、メッセージの件名は「第 1 次試験結果開示請求」としてください。

【請求期限】 令和 8 年 10 月 16 日 (金) 12 : 00

【結果開示】 令和 8 年 10 月 23 日 (金) 12 : 00 にメールで送付

4. 受付期間及び応募手続

(1) 受付期間

令和 8 年 8 月 1 日 (土) ～ 8 月 21 日 (金)

(2) 応募方法

- 府中町ホームページから自治体求人サイト「パブリックコネクト」に接続し、会員登録を行った上で希望する職種の求人ページからエントリーを行ってください。（会員登録だけではエントリーは完了しません）
- エントリーには、会員登録時の顔写真登録が必要です。顔写真データは、申込前 6 か月以内に撮影した鮮明なものを使用してください。（上半身、正面向き、脱帽、カラー・白黒いずれも可）
- 「パブリックコネクト」の手続方法は、別冊「府中町職員採用試験エントリーガイド」を参考にしてください。

エントリーは下記の URL・右記の QR コードから
自治体求人サイト「パブリックコネクト」
<https://public-connect.jp/employer/66195>



5. 合格者の採用及び給与

(1) 採用は、令和 9 年 4 月 1 日の予定です。

※ただし、令和 9 年 1 月 1 日以降中途採用される場合があります。(採用予定者と事前調整あり)

(2) 初任給の例は、令和 8 年 4 月 1 日現在で次のとおりです。

※給与は、各人の経歴、扶養等の状況により異なります。

・ 給料：大学新卒者の場合	237,600 円
短期大学新卒者の場合	225,600 円
高等学校新卒者の場合	213,100 円

・ 手当：扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当
(年間 4.65 月分) などが支給されます。

※給与関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その改正後の内容によります。

※期末・勤勉手当は、採用 2 年目以降の標準支給率です。(1 年目は在籍期間が短いため減額支給)

6. 日本国籍を有しない職員の担当業務等について

「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、府中町では、外国籍の職員は次のような業務に就くことができません。

(1) 公権力の行使にあたる業務

- 町民の権利または自由を一方的に制限することとなる業務
- 町民に義務または負担を一方的に課することとなる業務
- 町民に対して強制力をもって執行する業務

(2) 公の意思の形成に参画する職

原則として、専決権を有する職(ライン職)で課長級以上の職

7. 試験会場（府中町役場）へのアクセスと周辺地図

※駐車場は用意しておりません。公共交通機関等を利用し来場してください。

方法	府中町役場 (広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号)
J R	「天神川駅」から徒歩約10分
バス	広電バス 県庁前発 ・「府中永田」行き ・「府中山田」行き ・「府中ニュータウン」行き 「府中大橋」バス停下車徒歩約5分
車	身体に障害があり公共交通機関での来場が困難な人に限り、駐車スペースを用意します。必要な人は、各実施日直前の金曜日17時まで、府中町職員課（082-286-3138）へ連絡してください。



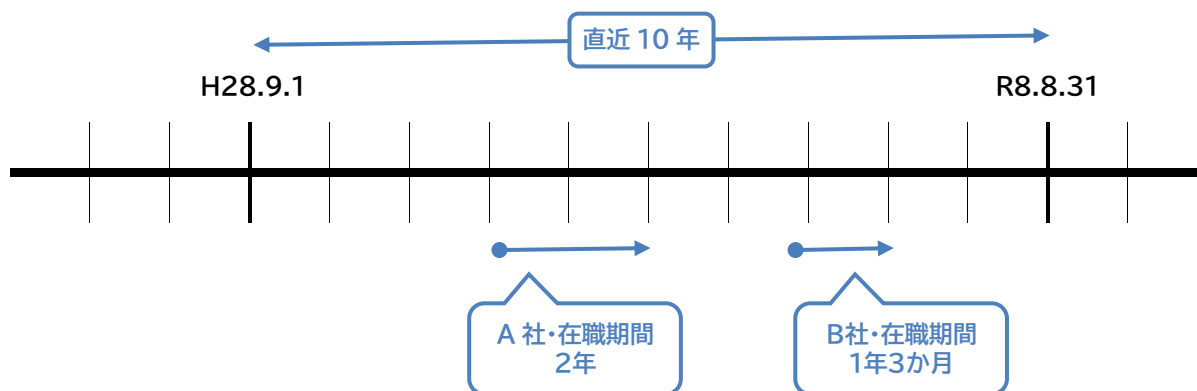
8. 試験区分「事務職C」の受験資格等に関するQ & A

Q 1：職務経験の「直近 10 年中、3 年以上」とは、どのような場合が該当するのですか。

【例 1】 該当する場合（下図参照）

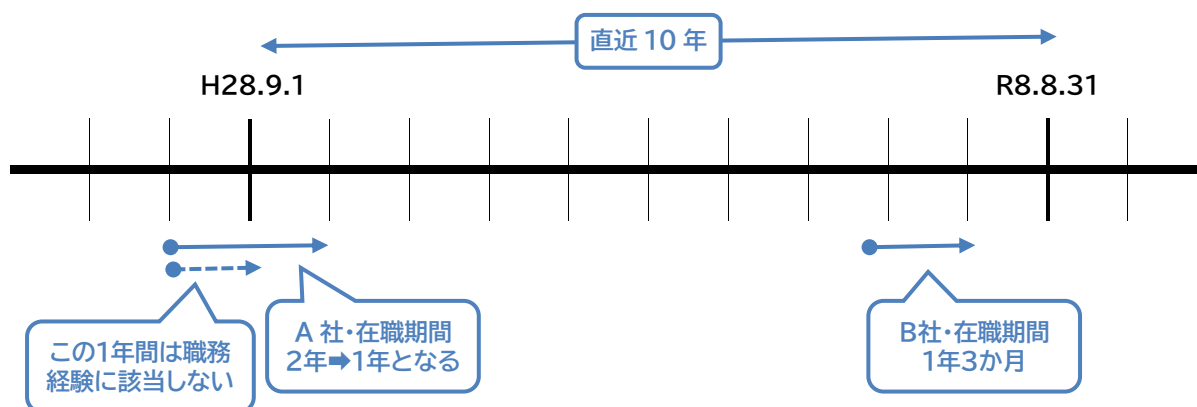
直近 10 年中、A 社で在職期間が 2 年、B 社で在職期間が 1 年 3 か月あった場合、職務経験はそれぞれの期間を通算して 3 年 3 か月となるので、「3 年以上」の要件を満たします。

ただし、勤務時間が週 30 時間未満の期間や、1 か月以上の休業等（傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間があれば、職務経験の期間から除きます。なお、勤続 1 年未満の職務経験の期間は、職務経験の期間として通算できません。



【例 2】 該当しない場合（下図参照）

直近 10 年を超えて A 社で在職期間が 2 年、B 社で在職期間が 1 年 3 か月あった場合、直近 10 年中の職務経験は、2 年 3 か月となり、「3 年以上」の要件を満たさないことになります。



Q 2： 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算できますか。

A 2： 契約先や派遣先として同じ企業等に継続して週 30 時間以上で 1 年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。

【例 1】 該当する場合

直近 10 年中、A 社での在職期間が 1 年ごとの契約更新で合計 2 年、B 社での在職期間が半年ごとの契約更新で合計 2 年 6 か月あった場合、職務経験はそれぞれの期間を通算して 4 年 6 か月となるので、「3 年以上」の要件を満たします。

更新した期間を通算することができるのは同じ企業等に継続して勤務した期間のみです。

【例 2】 該当しない場合

直近 10 年中、A 社での在職期間が 1 年ごとの契約更新で合計 2 年、B 社・C 社で連続して 6 か月ずつであった場合、A 社の勤務期間しか算入できないため、合計 2 年で「3 年以上」の要件を満たさないことになります。B 社・C 社での勤務期間については、同じ企業ではないため、連続して勤務していてもそれぞれの勤務期間が 1 年以上でなければ通算することはできません。

Q 3： 同じ企業等で雇用形態が変わった場合（契約社員から正社員など）の職務経験の取扱いはどうなりますか。

A 3： 週 30 時間以上の勤務であって、同じ企業等に継続して勤務していれば、通算できます。

Q 4： 受験資格に該当する会社が倒産しているのですが、受験できますか。

A 4： 受験資格を満たしていれば受験は可能です。

最終合格後に職歴の確認のために、勤務先からの職歴証明書を提出していただきますが、会社の倒産で証明書が提出できない場合は、客観的な証明のできる書類として、雇用時の契約書類や雇用保険受給資格証明書等を提出していただきます。

Q 5： 出向先で勤務した期間は、出向元の期間に通算できますか。

A 5： 職歴証明書により、元の会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の会社での職務経験として通算できます。退職派遣など、一度退職しているような場合で、勤続 1 年未満の場合は通算できません。

Q 6： 会社名が変更（合併等も含む）になったが、継続して通算できますか。

A 6： 会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。

Q 7： 職務経験から除かれる期間にはどのようなものがありますか。

A 7： 休業等（傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が 1 か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を職務経験の期間から除きます。この場合、当該休業等の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できます。（つまり、直近 10 年中の全在職期間から休業等の期間を差し引きます。）

例えば、直近 10 年中に A 社で 4 年間在籍した場合であっても、入院して傷病休暇を 9 か月、介護休業を 6 か月取得し、それらの期間業務に従事しなかった場合は、15 か月を差し引きますので、職務経験の期間は 2 年と 9 か月となり、要件を満たさないことになります。